

(新)窒素、りんの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

20百万円(0百万円)

水・大気環境局閉鎖性海域対策室

1. 事業の概要

水質汚濁防止法等により、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれのある海域として、日本全国88箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びりんの含有量について排水規制が行われている。

この排水規制が始まって10年以上が経過したことから、88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた海域における栄養塩類等の水質や赤潮発生状況等について実態を把握し、窒素及びりんの排水規制をより適したものに改正することなどを見据えた検討を行う。

また、平成25年9月に期限を迎える窒素、りんの暫定排水基準に係る検討も合わせて実施する。

平成23年度は、次年度以降で詳細に検討すべき海域を抽出するための水環境状況等による閉鎖度の高い海域のスクリーニングを実施する。

2. 事業計画

調査項目	H23	H24	H25
水環境状況による閉鎖度の高い海域のスクリーニング	→		
各海域に最適な規制制度の検討			→
窒素、りんの暫定排水基準に係る検討			→

3. 施策の効果

現在の水環境の状況や海域の特性等に合わせた適切な排水規制等を検討し実施することにより、全国の閉鎖性海域の特性等に応じた、より適切な環境管理を図ることができる。

窒素、リンの排水規制に係る全国閉鎖性海域一斉点検

水質汚濁防止法等により、日本全国に88箇所の閉鎖性海域が定められており、栄養塩類である窒素及びリンについて排水規制が行われている。

この排水規制が始まって10年以上が経過したことから、88海域以外の閉鎖度の高い海域も含めた全国の海域について実態を把握し、窒素及びリンの排水規制をより適したものにすることなどを見据えた検討を行う。

平成23年度

閉鎖性海域 (全88海域)

以下の制度が適用されている。

窒素・リンの排水
規制(88海域)
総量削減
(東京湾、伊勢湾、
大阪湾、瀬戸内海)



一斉点検 (スクリーニング)

以下の状況を調査し、規制の緩和もしくは強化の必要性が高い海域を抽出する。
赤潮の発生状況
水質の状況
発生負荷量の状況
生態系の状況(漁獲量含む)
等

適切な規制の検討

抽出された海域について、シミュレーションによる将来予想等も活用しながら、その海域に最も適した規制の在り方を検討する。

規制の適用

対象海域の追加等
適切な規制値の適用
総量削減制度の適用

その他候補海域 (閉鎖度等により抽出)

窒素、リンの暫定排水基準に係る検討

合わせて、平成25年9月に期限を迎える窒素、リンの暫定排水基準について、暫定基準が設定されている業種の実態調査を実施し、暫定基準の撤廃も含めた適切な暫定基準を検討する。